

国立大学法人大分大学における令和元年１０月１日付け理事の所掌及び学長補佐体制の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

令和元年９月３０日制定

令和元年規程第 12 号

(国立大学法人大分大学学長室規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人大分大学学長室規程（平成 17 年規程第 139 号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第 3 条第 1 項第 4 号の規定中「学長補佐」を「学長特命補佐」とする。
- (2) 第 3 条第 1 項第 5 号の規定中「学長特別補佐」を「学長補佐」とする。

(国立大学法人大分大学文書決裁規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人大分大学文書決裁規程（平成 21 年規程第 36 号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第 1 の事項の欄の規定中「理事，副学長，学長補佐又は学長特別補佐」を「理事，副学長，学長特命補佐又は学長補佐」とし、名義者の欄の規定中「理事，副学長，学長補佐，学長特別補佐」を「理事，副学長，学長特命補佐，学長補佐」とする。
- (2) 別表第 3 の名義者又は専決者の欄の規定中「理事，副学長，学長補佐，学長特別補佐」を「理事，副学長，学長特命補佐，学長補佐」とする。

(国立大学法人大分大学教育改革推進本部規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人大分大学教育改革推進本部規程（平成 17 年規程第 86 号）第 4 条第 3 号の規定中「学長が指名する学長補佐」を「学長が指名する学長特命補佐」とする。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。